

「虐待かも」と思ったら通告の義務があります

○虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、必ず児童相談所や市町村に速やかに通告しなければならない(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

児童虐待を見逃さないために・・・

「不自然さ」こそ最も重要なサイン

- 日常的に子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然なあざや傷、やけどのあとがある
- 服や身体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく、乱暴である
- 表情が乏しい(無表情)、活気がない

※このような様子で気になる子どもを見かけたらご連絡ください。
虐待であることを証明する必要はありません。

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。



鶴岡市こども家庭センター
TEL 25-2741

児童相談所全国共通3桁ダイヤル**189**

連絡は匿名で行うことも可能です。